

# AI を活用した路面損傷検出業務委託 企画提案要領

※令和8年2月19日 変更

審査日 令和8年3月13日（金曜日）⇒ 令和8年3月16日（月曜日）

## 1 業務名称

AI を活用した路面損傷検出業務委託

## 2 業務目的

本業務は、画像等をAI技術の活用により路面損傷を検出することで、群馬県が実施する道路パトロールを補完し、道路の管理水準の向上を目的とする。

## 3 業務内容

仕様書のとおり。

## 4 予算限度額

- 18,000千円（消費税及び地方消費税を含む）
- 応募に要する経費は含まず、提案者の負担となります。
- 採用された事業者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積りをお願いします。

## 5 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

- 令和8年度群馬県一般会計予算が議決されなかった場合は、本件について停止等を行うことがある。

## 6 応募資格

次の条件のすべてを満たしていることとします。

- 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- 群馬県財務規則第170条第2項に規定する入札の参加制限を受けていない者であること。
- 群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱第2条第2項に規定する指名停止を受けていない者であること。

なお、2及び3において、営業の譲渡を受けた者は、営業を譲渡した者が入札参加制限及び指名停止措置等を受けていたときは、それらの措置を引き継ぐ。

- ・会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者にあっては、手続開始決定後に資格者名簿に登載された者であること。
- ・暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- ・国税、都道府県税、市町村税の滞納をしている者でないこと。
- ・この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ・国内に事業所を置く事業者であること。
- ・提供するサービスが、国土交通省が公表する「点検支援技術性能力タログ【道路巡回編（ポットホール、区画線、建築限界、標識隠れ）】」に掲載された技術を利用し、道路上のポットホールをAIの活用により検出できること。

## 7 スケジュール

### (1) 参加申込書及び企画提案書の提出期限

令和8年3月9日（月）16時必着

※詳細は、下記9のとおり

### (2) 質問受付

令和8年3月2日（月）正午まで

※詳細は、下記8のとおり

### (3) 審査

令和8年3月13日（金）

※詳細は、下記10のとおり

## 8 質問受付

企画提案書の作成にあたり疑義がある場合は、質問書（様式2）を電子メールにより提出してください。

- ・受付期間 令和8年3月2日（月）正午まで
- ・提出先 群馬県県土整備部道路管理課工事事務係  
(E-mail) doukanri@pref.gunma.lg.jp

※件名を「【質問】AIを活用した路面損傷検出業務委託」としてください。

※送信後、必ず電話で受信確認をしてください。

## 9 参加申込書及び企画提案書の提出

次のとおり書類を提出してください。

### (1) 提出書類

- ・参加申込書（様式1）

- ・企画提案書表紙（様式3）
- ・企画提案書本体（様式任意：A4、4ページ以内）
- ・点検支援技術性能力タログ（掲載期限内であるもの）
- ・サービス提供の体制表（様式4）
- ・実績一覧表（様式5）
  - \*令和2年以降に契約したものに限る
  - \*テクリスに未登録の契約である場合は、契約ごとに契約書を添付すること
- ・委託費用積算書（様式任意：A4）
  - \*宛先は、「群馬県知事 山本 一太」とし、内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税を明記すること
  - \*見積額が上記4の予算額を超えた場合は、失格とする
- ・パンフレット等の会社概要が分かるもの
- ・課税（免税）事業者届出書（様式6）
- ・暴力団排除に関する誓約書（様式7）

【以下は、群馬県の資格者名簿登載者でない場合のみ提出する】

- ・各種税を滞納していない旨の誓約書（様式8）
- ・法人の登記事項証明書 ※3月以内に発行されたもの
- ・直近の決算に係る財務諸表 ※直近2カ年度分

## （2）提出方法

電子メールにより提出してください。

※件名を「【提出】AIを活用した路面損傷検出業務委託」としてください。

※送信後、必ず電話で受信確認をしてください。

## （3）提出期限

令和8年3月9日（月）16時必着

## （4）提出先

群馬県国土整備部道路管理課工事事務係  
(E-mail) doukanri@pref.gunma.lg.jp

## （5）提出書類の取扱い

- ・提出された一切の書類は、この募集に関する事務以外の目的では使用しません。

## （6）企画提案書本体に記載する事項

- ・下記の事項は企画提案書本体に必ず記載すること。
  - ① 提案するサービス内容（使用する機器やシステム構成等を記載する）
  - ② 群馬県でサービスを利用する際の活用方法の提案
  - ③ データの解析頻度
  - ④ 付帯機能（ポットホール以外の損傷検出、日報作成等の仕様書に定めて

いない機能)

【以下、一般車両やバス等の公共交通機関に設置されたドライブレコーダー等を活用するサービスである場合に記載する】

⑤群馬県において取得できるデータ量（車両台数や道路のカバー率等）の見込み

#### (7) その他注意事項

- ・提出期限後の事業者の都合による追加書類の提出、再提出及び差し替えは、一切認めません。
- ・事業者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがあります。  
また、これにより県が損害を被った場合には、賠償を請求することができます。
- ・提出後に辞退する場合には、速やかに御連絡をいただくとともに、その旨書面にて提出をお願いします。
- ・このプロポーザルの参加に係る手続、提出書類、ヒアリング等で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とします。

### 10 審査

企画提案に対する書類・プレゼンテーション・ヒアリングによる審査を行い、最も優れた企画提案を提出した事業者を、委託の優先交渉者として決定し、委託契約の交渉を行います。

- ・審査日 ~~令和8年3月13日（金）~~ ⇒ **令和8年3月16日（月）**
- ・時間場所 別途、参加者に連絡します。
- ・方法 企画提案書の説明は15分以内とし、質疑応答は15分程度とする。
- ・審査項目 別添「03\_審査基準」のとおり
- ・審査結果 企画提案書の提出者すべてに通知します。

※配置予定担当者がプレゼンテーション・ヒアリングへの回答を行うこと。

### 11 契約

- ・企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、県との交渉で決定します。
- ・優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。
- ・委託により作成された成果物に関する全ての権利は、原則群馬県に帰属します。ただし、提案内容によっては、条件を付して受託者に権利を帰属させることも可能とします。

- 受託者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約を解除することがあります。この場合において、受託者の損害を補償することはいたしません。

## 12 担当部局

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
群馬県国土整備部道路管理課  
電話：027-226-3594（工事事務係）※事務的事項  
3597（道路管理係）※技術的事項  
ファクシミリ：027-243-7285  
電子メール：[doukanri@pref.gunma.lg.jp](mailto:doukanri@pref.gunma.lg.jp)

## 13 その他

- 契約保証金納付すること。ただし、群馬県財務規則に定めるところにより、利付き国債の提供、金融機関の保証又は保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証に付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。